

自然環境保全法の一部を改正する法律案要綱

第一 自然環境保全基本方針に定める事項の追加

自然環境保全基本方針に定める事項として、沖合海底自然環境保全地域の指定等に関する事項を追加するものとする。

(第十二条第二項第二号関係)

第二 沖合海底自然環境保全地域の指定

環境大臣は、自然環境保全地域以外の沖合の区域（我が国の内水及び領海（水深二百メートルを超える海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域をいう。）でその区域の海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認められるものうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、所要の経手を経たうえで、沖合海底自然環境保全地域として指定することができるものとする。

(第三十五条の二第一項及び第三項から第七項まで関係)

第三 沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定

一 沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全の

ための規制、調査その他の事項に関する計画をいう。以下同じ。）は、所要の経手を経たうえで、環境大臣が決定するものとする。こと。

（第三十五条の三第一項及び第三項関係）

二 沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。こと。

（第三十五条の三第二項関係）

- 1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
- 2 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき区域（以下「沖合海底特別地区」という。）の指定に関する事項
- 3 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
- 4 1から3までに掲げるもののほか、当該地域における自然環境の保全のための調査に関する事項その他の当該地域における自然環境の保全に関し必要な事項

第四 沖合海底特別地区の保全

一 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、沖合海底特別地区を指定することができ、当該地区内においては、次に掲げる行為（以下「特定行為」という。）は

、環境大臣の許可を受けなければ、してはならないこと。（第三十五条の四第一項及び第三項関係）

1 鉱物を掘採すること。

2 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

3 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの

4 1から3までに掲げるもののほか、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

二 環境大臣は、環境省令で定める基準に適合しないものについては、一の許可をしてはならないこと。

また、一の許可には、当該沖合海底特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができるとすること。（第三十五条の四第四項及び第五項関係）

三 既着手行為に関する特例を設けること。（第三十五条の四第六項及び第七項関係）

四 特定行為のうち、沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるものについては、一の規定は、適用しないものとする。

(第三十五条の四第八項関係)

第五 沖合海底自然環境保全地域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域の保全

一 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、所要の事項を届け出なければならないものとする事。

(第三十五条の五第一項関係)

二 環境大臣は、一の規定による届出があつた場合において、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、届出日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る特定行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来るものとする事。

(第三十五条の五第二項関係)

三 一の規定による届出をした者は、届出日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る特定行為に着手してはならないものとする事。

(第三十五条の五第三項関係)

四 特定行為のうち、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないも

ので環境省令で定めるもの及び既着手行為については、一及び二の規定は、適用しないものとする。

(第三十五条の五第五項関係)

第六 沖合海底自然環境保全地域に係る報告及び検査等

環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、船舶の船長その他の特定行為に関係があると認められる者に対し、特定行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所に立ち入り、特定行為の実施状況の検査等をさせることができるものとする。

(第三十五条の六第一項関係)

第七 沖合海底自然環境保全地域に係る中止命令等

環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第四の一の規定に違反した者等に対して、その特定行為の中止等を命じることができるものとする。

(第三十五条の七関係)

第八 沖合海底自然環境保全地域に係る科学的知見の充実のための措置

国は、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する科学的知見の充実を図るため

、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第三十五条の八関係)

第九 沖合海底自然環境保全地域に係る関係行政機関等の協力

環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料等の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。 (第三十五条の九関係)

第十 沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に関する事項についての連絡及び協力

環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないものとする。 (第三十五条の十関係)

第十一 関係行政機関の長に協議しなければならない事項の追加

環境大臣が、沖合海底自然環境保全地域、沖合海底特別地区の指定、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定等をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。 (第四十三条第一項関係)

第十二 罰則等

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

(第五十三条から第五十六条まで及び第五十九条関係)

第十三 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等に関する規定を整備すること。

(第六十条から第六十四条まで関係)

第十四 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の準備行為及び経過措置を定めること。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の自然環境保全部

(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

四 この法律の施行に伴う関係法律の規定の整備を行うこと。

(附則第六条から第八条まで関係)